資料1

平成３１年度 長野支部保険料率について

（1）協会けんぽ保険料率に係る激変緩和策の概要

制度の考え方

○協会けんぽ発足前から発足後の平成21年9月までは、「全国一律保険料率」であった。
○その保険料率を都道府県毎の年齢構成の違いに伴う医療費の差及び所得水準の違いを調整（年齢調整・所得調整）することによって、都道府県毎の医療費水準が保険料率に反映する仕組みを平成21年10月から導入した。
○その結果、従来の全国一律保険料率から大幅な増減が発生する地域があるために「激変緩和措置」の導入により、緩やかに本来の保険料率への移行を図った。
○当初は、平成25年9月末までの5年間での設計であったが、協会発足直後のリーマンショック等社会環境の大きな変化により保険料率を引上げざるを得ない状況から、平成32年3月末までに延長された。

激変緩和措置のイメージ（緩和率2／10のケース）

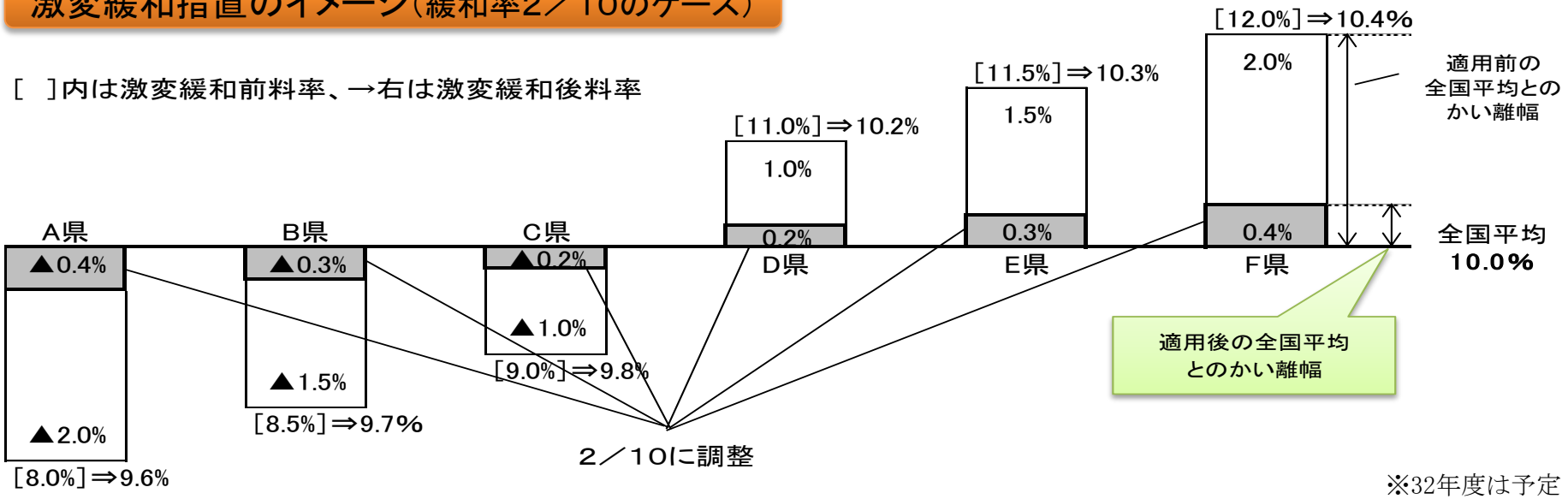

※32年度は予定

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
緩和率	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10

（2）協会けんぽの平均保険料率に関する考え方

平成29年、平成30年度運営委員会での安藤理事長発言要旨	
1	平成30年度の平均保険料率については、準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、前年度に続き、平均保険料率の引き下げが運営委員会や評議会で議論の俎上に載ることとなり、運営委員会や支部評議会においても様々な意見が出された。最終的には、**協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、中長期的に安定的な保険財政の運営を見通せるようにする**こと等の理由から、平均保険料率を10％に維持することとした。
2	また、平成30年度の保険料率の議論を終えるにあたり、理事長から、「平成31年度以降の保険料率の議論のあり方については、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという**財政の赤字構造や人口高齢化に伴う増大は容易に変わるとは考えられず、収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい**。さらに、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況を短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であるが、**協会としては、中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考え、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい**。」旨の発言をした。
3	さらに昨年9月13日の運営委員会においては、5年収支見通しや今後の保険料率に関するシミュレーションなどを示しながら議論を行った。最後に理事長から、平成31年度保険料率の議論をこれから進めるに当たり、協会としては、中長期的に考えたい旨の発言をし、**状況に大きな変化がなければ10%の維持を前提に、今後の議論を進めていく**方向性を示した。激変緩和措置については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成31年度は10分の8.6として10分の1.4引き上げることについて、運営委員から異論はなかった。

状況に大きな変化がなければ → 協会けんぽを取り巻く環境の変化がなければ

以上を踏まえ、協会としては平成31年度の保険料率については、「**10%を維持**」したい

（3）平成31年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

≪現状・課題≫	平成29年度決算の単年度収支差は、4,486億円で前年比較では▲500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は1か月分）となった。
	これは、ジェネリック医薬品使用促進、レセプト点検の強化等医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや日本年金機構での適用対策、後期高齢者支援金の総報酬制への移行等の効果によるものと考えられる。
	一方で、協会けんぽでは「医療費」の伸びが「賃金」の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊世代全員が75歳以上となり高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況は予断を許さない状況にある。
≪　論　点　≫	協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 激変緩和措置

≪現状・課題≫	激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」とされている。段階的に解消を図っており、今年度は7.2/10。解消期限までに均等に引上げを図っていく場合には、1.4/10ずつの引上げとなる。
≪　論　点　≫	激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫	これまでの改定は、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。
≪　論　点　≫	平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

（4）運営委員会における主な意見

1．平均保険料率

平均保険料率10％を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10％は維持しなければならない。

2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来につけ回してしまうという懸念がある。

医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

被保険者の立場からすると、保険料率引下げは喜ばしいが、現状を踏まえると、10％を維持することが妥当と考える。

税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的情勢を踏まえて議論しなければならない。

公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。

協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

2．激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8．6／10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

（5）支部評議会における主な意見

意見の概要　第94回運営委員会（11/21）後に開催された支部評議会の中で出された主な意見として支部から任意提出されたものを整理

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部

	保険料率について	本年		前年
①	平成保険料率10％を維持するべきという支部	18支部 （＋4支部）	○中長期的に安定した運営をするべき ○一度料率を下げてから上げることは加入者等の理解を得るのが大変 ○毎年料率が変動するのは好ましくない	14支部
②	①と③の両方の意見のある支部	13支部 （▲6支部）		19支部
③	引き下げるべきという支部	6支部 （▲8支部）	○単年度収支均衡を原則として、下げられるときは下げて欲しい ○一定の準備金残高を保有できるのであれば料率を引き下げるべき ○協会や加入者等による取組みの成果を還元すべき	14支部
④	その他	1支部	（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	ー

○「激変緩和措置」については、計画的な解消以外の意見はほぼなし。
○「保険料率の変更時期」については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

1月評議会での意見聴取は健康保険法及び評議会規程に沿って全支部で実施し、「支部長意見書」として提出。

（6）来年度以降の10年間（2028年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算

協会けんぽ（医療）の5年収支見通し（2018年9月試算）の前提に基づき、2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を10．0％、9．9％、9．8％、9．7％でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10％維持の場合の準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×0．5」のケースでは2024年度、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6％」のケースでは2021年度、Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0％」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×0．5」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．7％とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6％」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．9％とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0％」のケースでは、平均保険料率10．0％維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

（7）賃金上昇率： 2020年度以降　低成長ケース×０．５

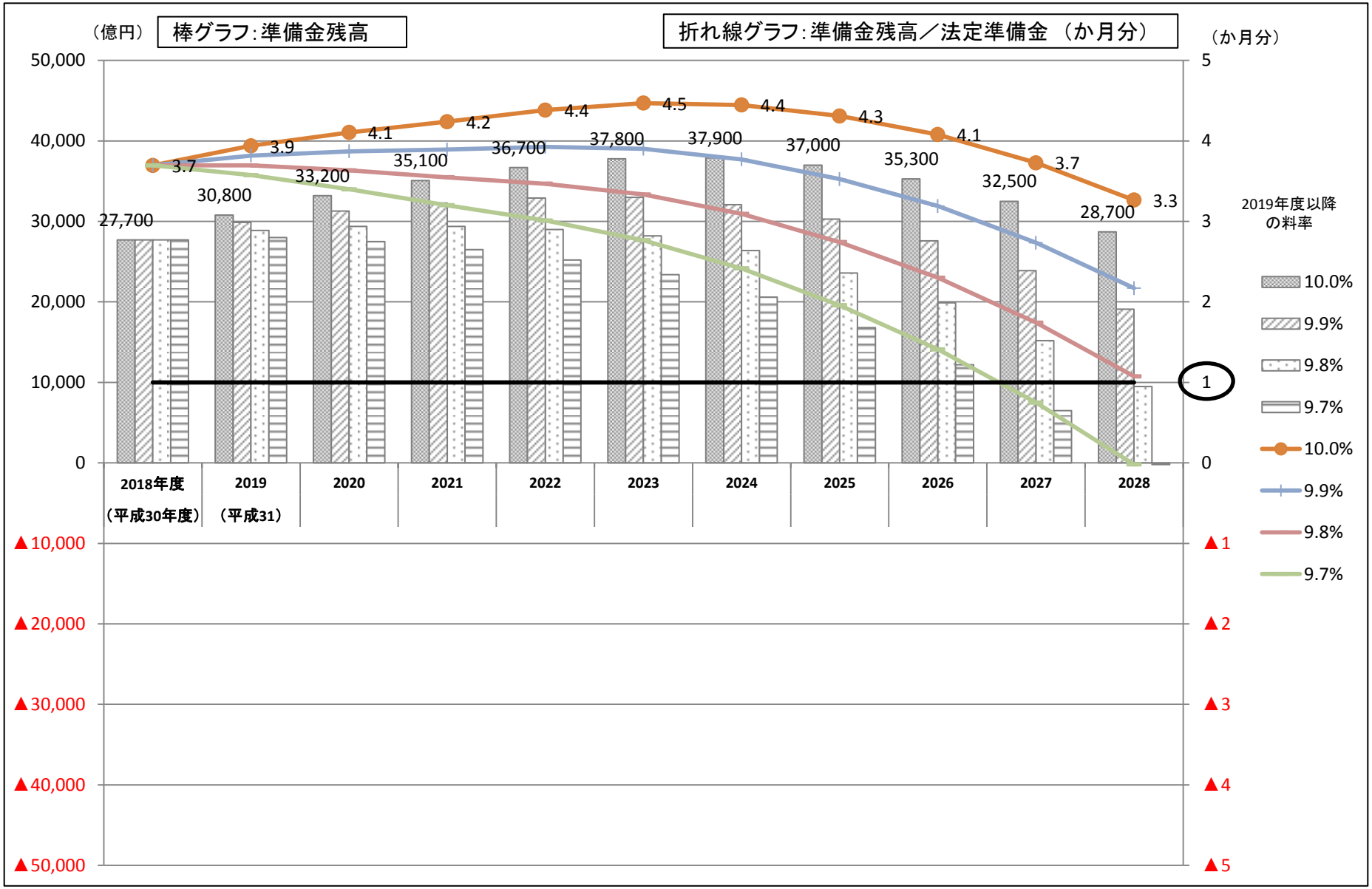

(8)賃金上昇率： 2020年度以降 0．6%

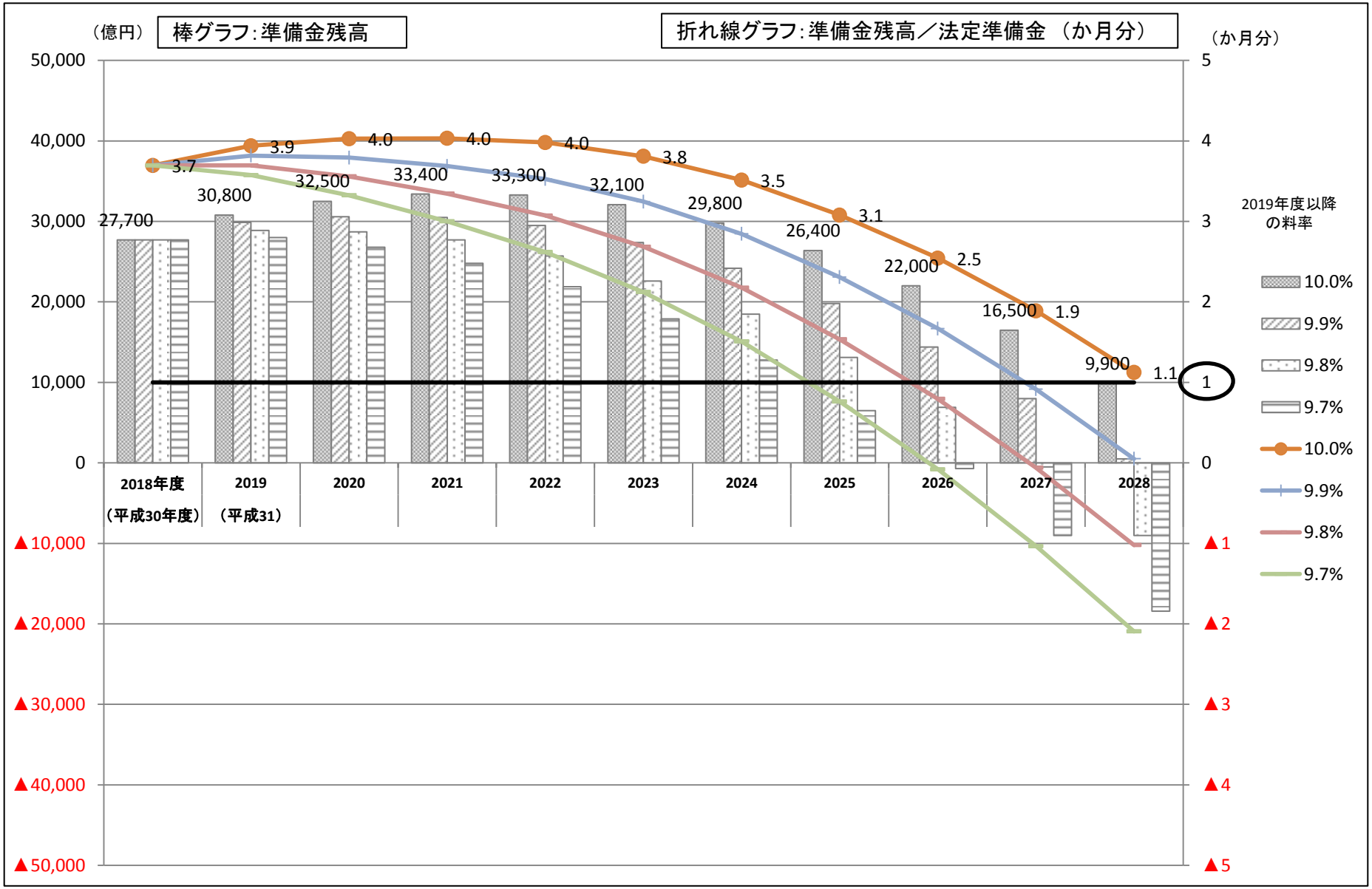

（9）賃金上昇率： 2020年度以降 0%

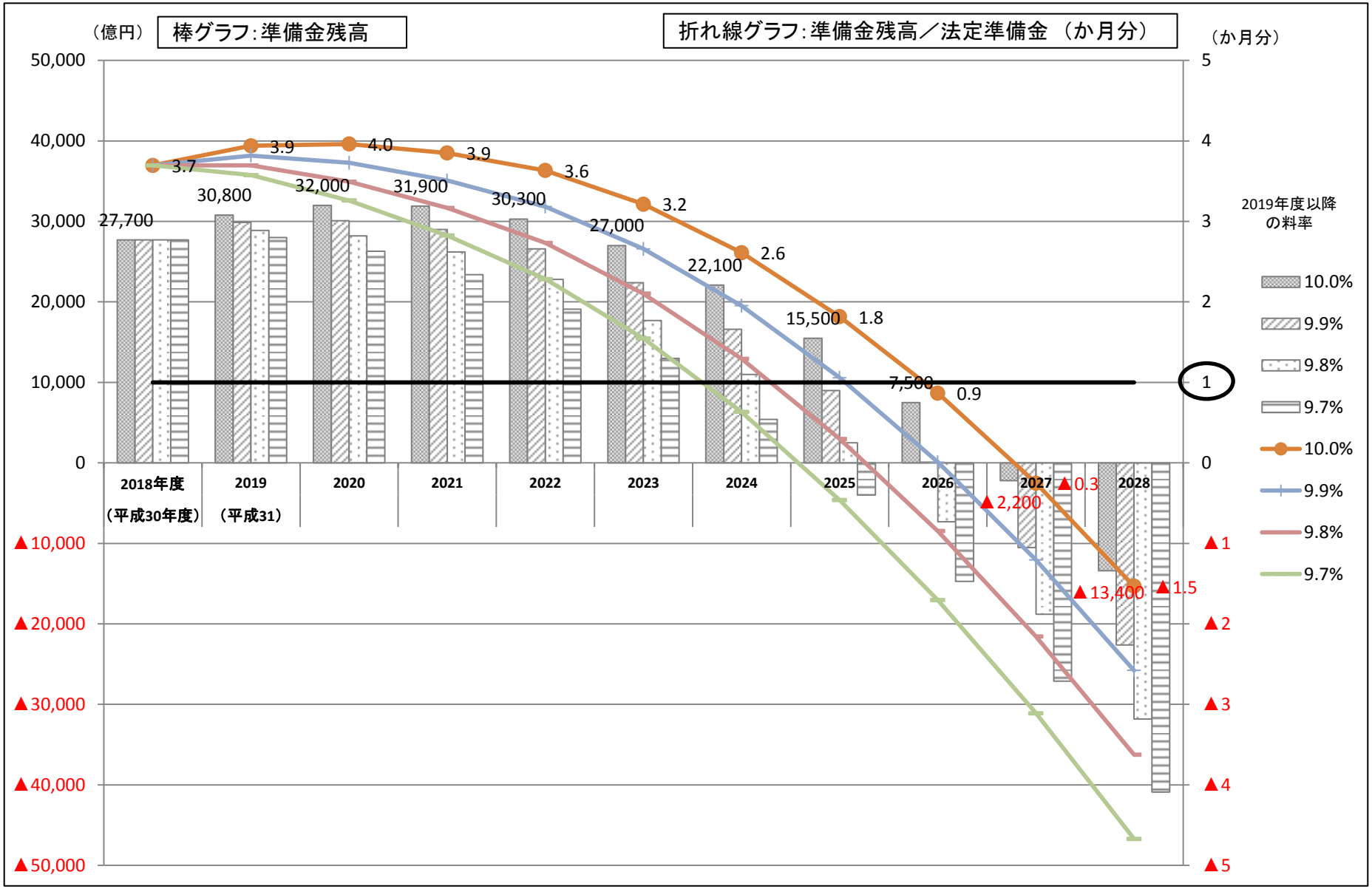

（10）平成31年度長野支部保険料率

第1号都道府県単位保険料率	＋	第2号都道府県単位保険料率	＋	第3号都道府県単位保険料率	－	収入等の率	保険料率（激変緩和前）	**保険料率（激変緩和後）**	＋	**精算分**の率
（支部別医療給付費）		（主に現金給付費、前期高齢者納付金等）		（主に事業経費等）						
4．79（年齢・所得調整後）	＋	3．99	＋	0．89	－	0．06	9．61	9．66	＋	0．02

①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
②平均保険料率は10%、激変緩和率は8.6/10として試算
③調整前第1号保険料率[長野支部]5．03%※年齢調整:▲0．06%　所得調整:▲0．19%
④[第2号都道府県単位保険料率]傷病手当金等の現金給付費:0．46%　前期高齢者納付金等:3．53%
⑤激変緩和率の最終的な予算額が平成31年1月下旬頃に確定するため、暫定版

《全国共通料率》

	長野支部保険料率	第1号都道府県単位保険料率（年齢・所得調整後）	第2号都道府県単位保険料率	第3号都道府県単位保険料率	収入等の率	**保険料率（激変緩和後）**	精算及び特別計上分の率
		（支部別医療給付費）	（主に現金給付費、前期高齢者納付金等）	（主に保健事業分）			
平成31年度	9．69	4．79	3．99	0．89	0．06	9．66	0．02
平成30年度	9．71	4．75	4．07	0．79	0．02	9．70	0．01
前年からの増減	▲0．02	＋0．04	▲0．08	＋0．10	＋0．04	▲0．04	＋0．01

①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
②平均保険料率は10%、激変緩和率は8.6/10として試算
③調整前第1号保険料率[長野支部]5．03%（前年:5.00%）※年齢調整:▲0．06%（前年:▲0.06%）　所得調整:▲0．19%（前年:▲0.18%）
④ [第2号都道府県単位保険料率]傷病手当金等の現金給付費:0．46%（前年:0.46%）　前期高齢者納付金等:3．53%（前年:3.61%）
⑤激変緩和率の最終的な予算額が平成31年1月下旬頃に確定するため、暫定版

（11）平成31年度長野支部保険料率の実数による算定

調整前保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費}}{\text{支部の総報酬}} = \frac{78{,}751\text{百万円}}{1{,}564{,}346\text{百万円}} \times 100 = 5.034116 = 5.03$$

年齢調整

$$\frac{\text{[全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額]} - \text{[全国平均の年齢階層別1人当たり給付費に支部年齢階層別加入者数を乗じた額]}}{\text{支部の総報酬額}}$$

$$= \frac{83{,}979{,}879{,}648\text{円} - 84{,}878{,}076{,}221\text{円}}{1{,}564{,}346{,}000{,}000\text{円}} = \frac{\blacktriangle 898{,}196{,}573\text{円}}{1{,}564{,}346{,}000{,}000\text{円}} = \blacktriangle 0.05741 = \blacktriangle 0.06$$

所得調整

$$\frac{\text{[全国の給付費合計を支部総報酬で按分した額]} - \text{[全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額]}}{\text{支部の総報酬額}}$$

$$= \frac{81{,}021{,}979{,}990\text{円} - 83{,}980{,}001{,}425\text{円}}{1{,}564{,}346{,}000{,}000\text{円}} = \frac{\blacktriangle 2{,}958{,}021{,}434\text{円}}{1{,}564{,}346{,}000{,}000\text{円}} = \blacktriangle 0.189089 = \blacktriangle 0.19$$

（12）平成31年度長野支部保険料率の実数による算定のための基礎数値

年齢階層別加入者数

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全国	41,066,000	2,042,431	2,225,393	2,275,001	2,453,693	2,693,685	2,779,566	3,135,375	3,465,787	4,051,813	3,839,359	3,217,295	3,040,533	2,869,643	2,084,117	892,309
	構成比	4.97	5.42	5.54	5.97	6.56	6.77	7.63	8.44	9.87	9.35	7.83	7.40	6.99	5.08	2.17
長野	689,622	33,937	38,303	40,717	44,167	44,219	42,551	48,410	55,691	68,147	64,749	54,551	52,479	50,534	34,946	16,221
	構成比	4.92	**5.55**	**5.90**	**6.40**	6.41	6.17	7.02	8.08	**9.88**	**9.39**	**7.91**	**7.61**	**7.33**	5.07	**2.35**

支部別医療給付費

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計	5,000,881,261,957円	長野支部	78,750,792,510円

年齢階層別１人当たり医療給付費

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

0～ 4	178,601円	40～44	88,470円
5～ 9	87,593円	45～49	107,143円
10～14	68,902円	50～54	137,739円
15～19	54,618円	55～59	173,470円
20～24	51,547円	60～64	218,094円
25～29	63,842円	65～69	281,564円
30～34	73,286円	70～74	420,281円
35～39	79,701円	計	121,777円

都道府県別総報酬

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計	96,555,391,380,000円	長野支部	1,564,346,077,936円

（13）平成31年度都道府県単位保険料率のまとめ

保険料率	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10で試算

平成30年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
＋0．14	＋196	1
＋0．08	＋112	1
＋0．07	＋98	3
＋0．06	＋84	1
＋0．05	＋70	4
＋0．04	＋56	4
＋0．03	＋42	2
＋0．02	＋28	3
＋0．01	＋14	3
±0．00	0	7
▲0．01	▲14	1
▲0．02	▲28	3
▲0．04	▲56	1
▲0．05	▲70	4
▲0．06	▲84	3
▲0．07	▲98	1
▲0．08	▲112	2
▲0．09	▲126	1
▲0．10	▲140	2

22

18

・「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
・金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額：労使折半後）の増減。

（14）協会けんぽの収支見込み（医療分）

［単位：億円］		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算を 踏まえた見込み （30年12月）	
収入	保険料収入	87，974	91，314	96，572	・平成24年～30年度保険料率 10．00％ ・平成31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 **9．46％**
	国庫補助等	11，343	11，850	12，110	
	その他	167	179	600	
	計	99，485	103，343	109，282	
支出	保険給付費	58，117	60，206	64，373	
	老人保健拠出金	0	－	－	［**拠出金対前年度比**］ ▲ 5 ＋ 1，455 ＋ 1，450 ▲ 206
	前期高齢者納付金	15，495	15，262	15，257	
	後期高齢者拠出金	18，352	19，516	20，971	
	退職者給付拠出金	1，066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1，969	2，745	3，489	
	計	94，998	97，937	104，092	
単年度収支差		4，486	5，406	5，190	
準備金残高		22，573	27，979	33，169	

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

（15）協会けんぽ収支見込（介護分）

［単位：億円］		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込（30年12月）	政府予算を踏まえた見込み（30年12月）	
収入	保険料収入	8，680	8，665	10，169	20年度保険料率　1.13% 21年度保険料率　1.19% 22年度保険料率　1.50% 23年度保険料率　1.51% 24年度保険料率　1.55% 25年度保険料率　1.55% 26年度保険料率　1.72% 27年度保険料率　1.58% 28年度保険料率　1.58% 29年度保険料率　1.65% 30年度保険料率　1.57% 31年度保険料率　1.73% **《納付金対前年度増減》** ＋122
	国庫補助等	1，174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9，854	9，545	10，673	
支出	介護納付金	9，858	10，130	10，252	
	その他	0	18	0	
	計	9，858	10，148	10，252	
単年度収支差		▲5	▲603	420	
準備金残高		202	▲401	19	

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

標準報酬月額　280千円	介護保険非該当者（9.71→9.69）	介護保険該当者（11.28→11.42）
平成31年3月納付分まで	27，188円	31，584円
平成31年4月納付分から	27，132円	31，976円
増減額	▲　56円	＋　392円

※上記金額は、事業主負担分と被保険者負担分の合計保険料額。

（16）保険料率改定に伴う広報スケジュール

	平成31年1月	2月	3月	4月
ホームページ （メルマガ）	料率認可	【2月上旬～】 料率についてわかりやすく説明 ★認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載		
＜関係団体＞ 都道府県・市町村 事業主等		【2月上旬～】 ◆事業主、事業主団体、健康保険委員の皆さまが集まる機会を活用したきめ細かな説明 ◆自治体、各種団体の広報誌への掲載依頼 ◆地方紙への記事掲載のための情報提供（投げ込みなど）		
加入者・事業主への お知らせ		2月納入告知書へ 料額表同封 事業所へ リーフレット直送 ポスターの配布	3月納入告知書へ 料額表同封 支部での各種広報	
任意継続加入者 へのお知らせ 本部実施 支部実施		任継加入者へ 改定のお知らせ送付 任継加入者へ チラシ同封 前納納付書を 対象者に送付		